簡易公募型競争入札方式に準じた手続による手続開始の掲示
（電子入札対象案件）

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成31年2月8日
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　田中　伸和

1　業務概要
(1)　業 務 名　平成31年度東立石四丁目地区道路拡幅整備事業に係る建物等調査・算定業務
(2)　業務内容　東京都葛飾区東立石四丁目地区道路拡幅整備事業範囲に存する建物等の補償調査及び補償金算定業務
(3)　履行期間　契約締結日の翌日から平成32年1月31日まで
(4)　入札方法
本業務においては、入札等を電子入札システムにより行う。
なお、電子入札システムにより難いものは、「紙入札方式参加承諾願」を提出し、発注者の承諾を得ることにより紙入札方式に代えることができる。
紙入札承諾の基準及び提出様式は、当機構ホームページ「入札・契約情報」https://www.ur-net.go.jp/order/の電子入札ページに掲載の「電子入札運用基準」を参照すること。

＜紙入札方式参加承諾願の提出期間及び場所＞
提出期間：３(3)の参加表明書提出期限に同じ。
提出場所：〒163-1382　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
新宿ｱｲﾗﾝﾄﾞﾀﾜｰ19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部首都圏入札課
電話03-5323-4782
提出部数：２部（１部押印し返却します）

2　指名されるために必要な要件
次に掲げるすべての条件を満たしている者であること。
(1)　契約を締結する能力を有しない者または破産者で復権を得ていない者でないこと。
(2)　一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過していない者でないこと。
(3)　当機構東日本地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、業種区分「補償」の認定を受けていること。
(4)　「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年９月21日付建設省告示第1341号）（以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」（平成28年２月１日付国土用第49

号）（以下「運用について」という。）の記1の別紙に定める業務のうち土地調査部門、物件部門、機械工作物部門、営業補償・特殊補償部門、補償関連部門の全てかつ総合補償部門に業務登録をしていること。

(5)　関東地区に当該業務を行う主な事務所（本・支店または営業所等）があること。

※「関東地区」とは、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、茨城県の各都県をいう。

(6)　平成25年度以降において業務完了した、下記①②の要件をいずれも満たす業務の実績を１件有すること。ただし、業務内容が建物等調査もしくは算定業務いずれかのみの場合は、各々下記①②の要件をいずれも満たす１件ずつの業務の経験があること。

①　東京都、東京都内区市町村（外郭団体（※注）を含む）または当機構が発注した、東京都の制定する「補償算定要領」「東京都の事業の施行に伴う損失補償基準」を用いた建物等調査・算定業務。

※注　外郭団体とは、以下の要件のいずれかに該当する団体をいう。

(1)「東京都監理団体指導監督要綱（平成9年4月1日施行）第3」に基づき東京都により指定された団体

(2)「公有地の拡大の推進に関する法律」（昭和47年6月15日法律第66号）第10条に基づき設立された土地開発公社

②　木造建築物（床面積130㎡を超えるもの）を対象物件とした建物等調査・算定業務。

ただし、前年度に完了した業務のうち、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部における企業の成績評定結果が60点未満の業務は実績として認めない。

(7)　次に掲げる基準を満たす予定現場代理人を当該業務に配置できること。

①　下記の資格を有する者であること。

・一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」（平成３年３月 28 日付理事会決定）（以下「実施規程」という。）第 3 条に掲げる部門において、同第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士（物件部門、営業補償・特殊補償部門の両方または総合補償部門（総合補償士）に登録していること。）を受けている者

②　上記（６）に掲げる業務の経験を有する者であること。

③　参加表明書の提出期限日時点において、参加希望者と直接的な雇用関係があること。

(8)　参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(9)　暴力団または暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。（詳細は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→「別紙　暴力団または暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずる者」を参照）

(10)　上記（１）から（９）に定めるものの他、掲示文及び入札説明書等に定める事項に違反する者でないこと。

３　入札手続等

(1)　担当支社等

①入札及び契約に関する事項

〒163－1313
東京都新宿区西新宿六丁目５番１号新宿ｱｲﾗﾝﾄﾞﾀﾜｰ13階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
総務部経理課
電話03－5323－0469

②参加表明に関する事項

〒124－0013
東京都葛飾区東立石四丁目50番５号ｻｸﾗｸｲｰﾝｽﾞﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ４階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
東立石四丁目地区まちづくり事務所
電話03－5671－2401
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後５時まで
（ただし、正午から午後１時の間は除く）

(2)　入札説明書の交付期間及び交付方法

交付期間：平成31年2月8日(金)から平成31年3月25日(月)まで
交付場所：当機構都市再生本部ホームページからダウンロードとする。
(https://www.ur-net.go.jp/orders/toshin/order.html)
交付方法：無償

(3)　参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成31年2月26日（火）午後４時
提出場所：上記３(1)②に同じ。
提出方法：参加表明書は、「入札説明書別記様式１『参加表明書』（押印済みのもの）をPDF形式又は画像ファイル（JPEG又はGIF形式）にして添付し、電子入札システムにて送信すること。（添付するのは「入札説明書別記様式１」のみとする。）
あわせて、入札説明書別記様式１（押印済みの原本）を含むすべての必要書類を提出場所に事前連絡の上持参、もしくは簡易書留により郵送すること。（電送によるものは受け付けない。）
※電子入札による場合でも、電子による申請と同時に一式書類の持参または郵送が必要となります。
＜承諾を得て紙入札とする場合＞
すべての必要書類を提出場所に事前連絡の上、持参もしくは簡易書留により郵送すること。（電送によるものは受け付けない。）
あわせて、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(392円)分の切手を貼付し、「簡易書留」と朱書きした長3封筒を提出すること。」とする。

(4)　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①　入札の日時、場所及び入札書の提出方法

日　　時：平成31年3月26日(火)午前10時00分から正午まで
場　　所：〒163-1382　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
新宿ｱｲﾗﾝﾄﾞﾀﾜｰ19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

総務部首都圏入札課
電話03-5323-4782

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、持参又は郵送（簡易書留に限る）することとし、電送によるものは受け付けない。

② 開札の日時及び場所

日　　時：平成31年3月27日(水)午前10時30分

場　　所：〒163-1382　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
新宿ｱｲﾗﾝﾄﾞﾀﾜｰ19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部首都圏入札課
電話03-5323-4782

４　その他

(1)　入札保証金及び契約保証金　免除

(2)　入札の無効

本掲示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3)　落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第４号）第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(4)　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２(３)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記３(3)により参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、平成31年２月20日（水）までに「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等)」を提出し、開札の時までに当該資格の認定を受け、かつ、指名されていなければならない。

(5)　手続における交渉の有無　無

(6)　契約書作成の要否　要

(7)　本業務は葛飾区東立石四丁目地区において葛飾区との受託契約に基づき当機構が実施するものであり、落札者と当機構間の契約締結は、平成31年度の葛飾区と当機構との間の受託契約締結が前提となる。葛飾区と当機構との間の受託契約締結がなされない場合には、本業務の契約締結に至らないこととなり、その場合、落札者に対する金銭等の賠償について当機構は一切責任を負わないものとする。

(8)　関連情報を入手するための照会窓口　３(1)に同じ。

(9)　詳細は入札説明書による。

(10) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公開について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

①公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

イ　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

ロ　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

イ　当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

ロ　当機構との間の取引高

ハ　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨　３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

ニ　１者応札又は１者応募である場合はその旨

③当方に提供していただく情報

イ　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

ロ　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④公表日

契約締結日の翌日から起算して７２日以内

以　上